



龍ヶ崎市公告第92号

令和6年度「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託に係る公募型企画提案の手続開始について

このことについて次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和6年7月22日

龍ヶ崎市長 萩原 勇



1 業務名

令和6年度「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託

2 業務概要

本市にとってスポーツクライミングは、競技の第一人者であり、東京オリンピック2020で銅メダルを獲得した本市出身の野口啓代氏、パリ2024オリンピックの出場が内定している本市在住の檜崎智亜選手の活躍により、市民の関心及び注目度が高く、恵まれた環境にある。

また、スポーツクライミングは、アーバンスポーツと呼ばれ、音楽や映像・ファッションなどとも融合するスタイルが若者を中心に人気が拡大しており、若者世代への訴求力を有するスポーツである。

「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」は、パリ2024オリンピックの開催により訪れる市内外での盛り上がりを絶好の好機と捉え、人材に恵まれた環境を活かしながら、優位性や独自性を発揮できるスポーツクライミングをまちづくりの柱の一つとし、様々な分野に連携・融合させた施策を展開し、市全体に好循環をもたらす取り組みを推進するものである。

本業務は、「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」の実現に向けた方向性を示すとともに、官民連携による推進体制や具体的な取組となるアクションプランを盛り込んだ基本構想の策定及び機運醸成に向けたキックオフイベントの企画・運営に関する企画提案を求めるものである。

3 履行期間

契約の日から令和7年3月31日までとする。

4 参加要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。
- (5) 龍ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年龍ヶ崎市条例第23号)第2条第1号から第3

号までの規定に該当しないこと。

- (6) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程(平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。)37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱(平成20年龍ヶ崎市告示第17号)第3条第2項の規定による指名停止の期間内ないこと。
- (7) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があった者であって、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (8) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の未納税額がないこと。ただし、市税については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (9) 過去5年度以内(平成31年度～令和5年度)に国又は地方公共団体を発注者とし、スポーツを活用したまちづくりの計画策定に関する同種の業務について、元請として受注した実績があること。なお、同種の業務とは、まちづくりの方向性に関する総合的な計画・構想や地域資源等を活用したまちづくりに関する計画・構想等の策定支援を指し、当該業務の履行に十分な知識と経験を有していること。

参加申込提出期限及び提出先等の諸手続については令和6年度「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託公募型プロポーザル方式実施要領を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市スポーツ健康部スポーツ推進課（担当：木村）
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
電話 0297-64-1111（内線 239）
メールアドレス sports@city.ryugasaki.lg.jp